

令和5年度 ものづくり企業デジタルシフト支援事業実施要領

1 事業の趣旨・目的

製造現場のデジタル技術導入に知見を持つ専門家の現場診断により、効果的な改善ポイントを明確化した上で、県内ものづくり企業と、実用的なデジタル技術を有する県内 IT 企業等とのマッチングを推進し、製造業の生産性向上及び IT 企業等の実需の創出を図る。

2 委託実施団体

製造現場のデジタル化について豊富な知識・経験を有する事業者へ委託し実施することとする。

3 委託事業の内容

県内ものづくり企業におけるデジタルシフトによる生産性向上及び県内 IT 企業等の実需の創出を支援するため、主に次の事業を実施する。

- (1) 製造現場へのデジタル技術導入による生産性向上に取り組む意欲のある企業 6 社（2 業種×3 社）に対する製造現場診断の実施、現場診断報告書の作成
- (2) 製造現場診断企業を含む県内ものづくり企業（10 社程度）と県内 IT 企業・自動機械メーカーとのマッチング支援
- (3) 現場診断により明確化した業種毎の改善ポイントや、県内ものづくり企業と IT 企業等とのマッチングによるデジタル技術の導入事例等を他企業へ普及啓発するための資料作成及びサポート（中小製造業の理解が進むよう工夫すること）

4 留意事項

- (1) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。
- (2) 事業の実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連携体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。
- (4) 参加企業のデジタルシフト状況、マッチング状況等の経過把握に努めること。

5 事業に要する経費

本事業に要する経費は概ね次の区分に基づいて処理するものとする。

経費区分		内容
事業費	人件費	事業執行経費
	旅費	本事業に従事する職員が、本事業の用務で移動に要する経費
	需用費	消耗品費、資料作成費等
	役務費	電話代、郵送料等通信運搬費
	外注費	専門的知識等を有する他の事業者への外注に要する経費
	その他経費	本事業の実施上必要と県が認める経費 委託契約書に基づく計画承認をもって認める
一般管理費		本事業に従事する職員の人件費・共通事務費等の一般管理費 事業費の 10%以内であること
消費税及び地方消費税		税率 10%